

の是非理由及び方法の既述する如き

の提案理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○委員長(小山峰男君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

地方公務員法等の一部を改正する法律案

（地方公務員法等の一部を改正する法律
（地方公務員法の一部改正）

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百二十二号)

六十一号の一部を次のように改正する。

「(以下「定年退職日」という。)」を加える。

く条例で定める日」を「定年退職日」に改め、同

第二項がたゞ書中前条第一項の規定に基く条例で定める日」を「定年退職日」に改める。

第二十八条の四を次のように改める。
（定年退職者等の再任用）

第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八条の二第一項）

体の定年退職者等（第二十ノ条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定に

より勤務した後退職した者又は定年退職日前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して

これらに準ずるものとして条例で定める者を
ハ。以下同。)を、送前の勤務実績等に基

づく選考により、一年を超えない範囲内で任

期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用

しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新さ

3 前二項の規定による任期については、その
4 末日は、その者が条例で定める年齢に達する
5 いる任期の末日に係る年齢を基準として定め
6 るものとする。
7 第二項の規定による採用については、第二
8 十二条第一項の規定は、適用しない。
9 第二十八条の四の次に次の二条を加える。
10 第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共團
11 体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づ
12 く選考により、一年を超えない範囲内で任
13 期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める
14 職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常
15 時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤
16 務の職と同種のものを占める職員の一週間當
17 たりの通常の勤務時間に比し短い時間である
18 ものをいう。第三項及び次条第二項において
19 同じ)に採用することができる。
20 前項の規定により採用された職員の任期に
21 ついては、前条第二項から第四項までの規定
22 を準用する。
23 短時間勤務の職については、定年退職者等
24 のうち第二十八条の二第一項から第三項まで
25 の規定の適用があるものとした場合の当該職
26 に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。
27 第二十八条の六 第二十八条の四第一項本文の
28 規定によるほか、地方公共團体の組合を組織
29 する地方公共團体の任命権者にあつては当該
30 地方公共團体が組織する地方公共團体の組合の任
31 命権者にあつては当該地方公共團体の組合を、從
32 組織する地方公共團体の定年退職者等を、從

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務をする職に採用することができる。この場合においては、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により採用された職員の任期については、第二十八条の四第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職した後、引き続いだ特別職地方公務員等として在職した後、引き続いだ特別職地方公務員等として在職し、引き続いだ特別職地方公務員等として在職した後、引き続いだ特別職地方公務員等として在職した場合を含む。）において、当該退職までの引

同様の退職(以下この項において「先の退職」という)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項中「及び常勤の職員」を「並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第一百三十八条第九項中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「除く外」を「除くほか」に改め、「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

第一百四十二条第二項中「及び常勤の職員」を「並びに常勤の職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第一百九十六条第三項中「職員」の下に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

第二百二十三条第一項中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第二百四十二条第一項中「普通地方公共団体の常勤の職員」の下に「並びに再任用短時間勤務職員」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される

員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十
八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を
加える。
第十一条中「(昭和二十五年法律第二百六十一
号)」を削る。
(土地収用法の一部改正)

第十三条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第四項中「職員」の下に「若しくは
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一
号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤
務の職を占める職員」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第十四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第
二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「職員」の下に「若しくは
地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する
短時間勤務の職を占める職員」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日
二 第一条中地方公務員法第二十九条の改正規
定 同条第一項の次に「項を加える部分(同条
第三項に係る部分を除く。)に限る。」及び附則
第三条第一項の規定 公布の日から起算して
三月を超えない範囲内において政令で定める
日

(実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員
法(以下「新法」という。)第二十八条の四から第
二十八条の六までの規定の円滑な実施を確保す
るため、任命権者(地方公務員法第六条第一項
に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、長
期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備
を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権
者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の

措置を講ずるものとする。

(懲戒処分に関する経過措置)

第三条 新法第二十九条第二項の規定は、同項に
規定する退職が附則第一条第二号の政令で定め
る日以後である職員について適用する。この場
合において、同日前に同項に規定する先の退職
がある職員については、当該先の退職の前の職
員としての在職期間は、同項に規定する要請に
応じた退職前の在職期間には含まれないものと
する。

2 新法第二十九条第三項の規定は、同項の「定年
退職者等」となった日がこの法律の施行の日(以
下「施行日」という。)以後ある職員について適
用する。この場合において、附則第一条第二号
の政令で定める日前に新法第二十九条第二項に
規定する退職又は先の退職がある職員について
は、これらの退職の前の職員としての在職期間
は、同条第三項の定年退職者等となつた日まで
の引き続く職員としての在職期間には含まれな
いものとする。

(改正前的地方公務員法の規定により再任用さ
れた職員に関する経過措置)

第四条 施行日前に第一条の規定による改正前の
地方公務員法第二十八条の四第一項の規定によ
り採用され、同項の任期又は同条第二項の規定
により更新された任期の末日が施行日以後であ
る職員に係る任用(任期の更新を除く。)につい
ては、なお従前の例による。

(特定警察職員等への適用期日)

第五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年
法律第二百五十二号)附則第二十五条の二第一項

第一号に規定する特定警察職員等(次条におい
て「特定警察職員等」という。)である者について
は、施行日から平成十九年四月一日までの間に
おいて条例で定める日から、新法第二十八条の
四から第二十八条の六までの規定を適用する。

(任期の末日に関する特例)

第六条 平成二十五年三月三十一日(特定警察職
員等である職員にあっては、平成三十一年三月

三十一日)までの間における新法第二十八条の
四第三項(新法第二十八条の五第二項及び第二
十八条の六第三項において準用する場合を含
む。)の条例で定める年齢に関しては、国の職員
につき定められている任期の末日に関する特例
を基準として、条例で特例を定めるものとす
る。